平成22年度 合法木材供給事業者 認定団体研修

Goho-Wood

輸出国の取組と輸入材の合法性証明

2010年(H22)8月19~20日 新木場·木材会館

日本木材輸入協会

専務理事 大橋 泰啓

合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

社団法人全国木材組合連合会 常務理事 藤 原 敬 様

JLIA 全木連

2009年4月~2010年3月

作成日: 平成22年(2010年)6月14日

認定団体名: 日本木材輸入協会

認定団体識別記号: 輸入協・

担当者名: 导務理事 人稿 泰台

TEL: 03-3630-7431 FAX: 03-3630-7433

Eメールアドレス: aau35180@par.odn.ne.jp

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

	₩ 14		木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		認定事業者数	
	業 種	(輸入)入荷量	(販売)出荷量	(輸入)入荷量	(販売)出荷量			
		m3	m3	m3	m3	主	副	
1 2	素材生産	(A)		(B)	(C)			
	素材流通	2,395,892	2,395,892	789,889	605,096	8	(10)	
木材加工	チップ							
	製材							
	合板							
	集成材							
	木質ボード類							
木材流通	製材	2,346,221	2,346,221	45,499	3,606	19	(13)	
	合板・ボード類	2,285,073	2,285,073	1,861,596	164,875	11	(12)	
	集成材	480,678	480,678	14,087	1,752	1	(19)	
その他								
合 計		7,507,864	7,507,864	2,711,071	775,329	39	(54)	

半成22年3月末日現任

団体会員数	54	認定事業者数(会員)	36
認定事業者数	36	認定事業者数(会員外)	0

主な輸入材の合法性証明材比率

(単位: 千m3)

2009年4月~2	2009年4月~2010年3月		内、証明書 取得 (B)	(B)/(A)	販売量 内、証明書 発行 (C)	(C)/(B)	(C)/(A)
±*++	丸 太	400	399	99.6%	317	79.6%	79.2%
南洋材	製材	70	32	46.4%	1	4.1%	1.9%
** 材	丸 太	1,142	348	30.4%	262	75.4%	23.0%
一个 例	製材	713	6	0.9%	0	4.3%	0.0%
欧州材	製材	883	5	0.5%	2	40.2%	0.2%
<u> </u>	構造用集成材	275	4	1.3%	0	10.1%	0.1%
ロシア材	丸 太	462	24	5.2%	22	90.1%	4.7%
ロング物	製材	483	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
ニュージー材	丸 太	383	15	4.0%	0	0.0%	0.0%
	製材	61	0	0.1%	0	0.0%	0.0%
チリ材	製材	53	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
7 9 49	構造用集成材	2	0	2.6%	0	0.0%	0.0%
中国材	製 材	83	2	2.5%	0	4.7%	0.1%
下凹70	構造用集成材 32	2	5.8%	1	75.1%	4.4%	
合 板		2,052	1,846	90.0%	165	8.9%	8.0%
繊維板、パーテ	ィクルボード	233	15	6.5%	0	0.0%	0.0%

主な輸入材の合法性証明材比率

(単位: 千m3)

2009年4月~2010年3月		輸入量 (A)	内、証明書 取得 (B)	(B)/(A)	販売量 内、証明書 発行 (C)	(C)/(B)	(C)/(A)
南洋材	丸 太	400	399	99.6%	317	79.6%	79.2%
	製材	70	32	46.4%	1	4.1%	1.9%
* 材	丸 太	1,142	348	30.4%	262	75.4%	23.0%
1 7 1 7 1 7	製材	713	6	0.9%			
欧州材	製材	883	5	0.5%	針葉樹製材品の証明比		
些人 》11 423	構造用集成材	275	4	1.3%	が低い理由は日本側が証		
ロシア材	丸 太	462	24	5.2%	明を要	求しない	ため。
ロング物	製材	483	0	0.0%	∦材・図	欠州材の中	中には森
ニュージー材	丸 太	383	15	4.0%		· CoC	
ニューター构	製材	61	0	0.1%	よって台	法性を記	正明でき
チリ材	製材	53	0	0.0%		ものが多	
プリ相	構造用集成材	2	0	2.6%			
中国材	製材	83	2	2.5%	0	4.7%	0.1%
中国 物	構造用集成材	32	2	5.8%	1	75.1%	4.4%
合 板		2,052	1,846	90.0%	165 8.9% 8.0%		
繊維板、パーテ	ィクルボード	233	15	6.5%	0	0.0%	0.0%

主な輸入材の合法性証明材 比率

 _	
2009年度 ■	
/UU94-14	一 /U1U年長

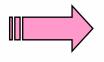
2009年4月~2	010年2日		2009年度			2010年度	
2009年4月~2	010年3月	輸入	販売	販売	輸入	販売	販売
		(B)/(A)	(C)/(B)	(C)/(A)	(B)/(A)	(C)/(B)	(C)/(A)
南洋材	丸 太	99.6%	77.7%	77.4%	99.6%	79.6%	79.2%
用/十亿	製材	65.7%	2.8%	1.9%	46.5%	4.1%	1.9%
 米 材	丸 太	2.8%	63.5%	1.8%	30.4%	75.4%	23.0%
* 12	製材	0.8%	0.1%	0.0%	0.9%	4.3%	0.0%
欧州材	製材	0.3%	99.0%	0.3%	0.5%	40.2%	0.2%
EA71147	構造用集成材	1.2%	8.5%	0.1%	1.3%	10.1%	0.1%
ロシア材	丸 太	5.7%	95.5%	5.4%	5.2%	90.1%	4.7%
ロング物	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ニュージー材	47 X	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
チリ材	製材	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7 9 123	構造用集成材	1.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%
中国材	製材	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	4.7%	0.1%
一个四 物	構造用集成材	4.8%	71.0%	3.4%	5.8%	75.1%	4.4%
合 板		88.2%	16.2%	14.3%	90.0%	8.9%	8.0%
繊維板、パーテ	ィクルボード	6.1%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%
Ι ΙΛ		31.4%	31.4%	9.9%	36.1%	28.6%	⇒ 10.3%

「合法木材供給事業者調査」と「認定期限更新審査」

合法木材供給全般についての意見

09年1月~9月調査

- (a) シッパーから合法性証明書類を取得することを前提としているが、 販売先には合法性証明材の供給要請があった場合に証明書を発行 している。但し、証明書発行要請が少ないのが現状。
- (b) 合板以外の製材等については販売先から合法性証明材のニーズが 少ない。森林認証・CoC認証を取得しているシッパー側にCoC認 証材を供給する姿勢が見られず、日本側も積極的に証明書を要求す る状況にもない。
- (c) 販売先には要請があった場合にのみ合法性証明書を発行しているが、 現在要請があるのは1社からのみ。一方、森林認証・CoC認証を取得 済みのシッパーであっても実際に認証材を供給するケースはまれで、 合法性証明木材の供給が少ない原因となっている。



2010年に入り、販売先から合法性証明書を求める声が増えてきた。 政府調達というよりも、民間ベースで 合法木材・認証材(いわゆる「エコ」を含む)の購買に舵を切り始めた事が背景にあると思われる。

合法木材供給事業者「モニタリング調査」

合法木材供給全般についての意見(1)

2010年 2月 調査

- (a) 販売先がシッパーの証明書も過剰に要求するケースが増加傾向 (住宅 メーカー等エンドユーザーからの要請と思われる 建材メーカー等経由)。
- (b) 合法性証明書の発行依頼が増加傾向にあり、合法木材が浸透しつつあると感じる。特に合法木材を原材料とするメーカーからのニーズが高まっている。逆に流通筋のマインドはそれほど高くない・・・よってこの部分で合法木材流通の重要性をアピールする活動が必要。
- (c) 販売先のうち、メーカーは合法木材調達のマインドが高いが、流通問屋は 比較的低い。合板用に米材丸太のニーズが高まっており、米材丸太の合 法性証明要求が益々高まる見込み。
- (d) 証明書発行には手間が掛かるが、近い将来に合法木材を販売する方向 で取り組んでいる。但し、販売先のニーズに沿って、複数ロットを選別・ 再仕分けするケースが多く、輸入材はすべて合法木材を調達する方針。
- (e) 海外のシッパーに対して森林認証・CoC認証の取得促進を期待したい。

合法木材供給事業者「モニタリング調査」

合法木材供給全般についての意見(2)

2010年 2月 調査

- (f) 販売完了後に証明書を要求されることがあり、結果的に後からの証明となるケースが散見される。対応は不可能ではないが、販売完了後に改めて書類管理・トレースし証明書を発行することは業務が煩雑。
- (g) 団体認定制度による証明の連鎖がよく理解されていない。合法性証明書に加えて、海外シッパーの証明書・船積書類等を過剰に要求されるケースもあり困惑。
- (h) 森林認証・CoC認証材は合法木材であり、納品書等に認証材である旨 記載すれば十分にも拘らず、余分に合法性証明書、シッパーの証明書も 求められるケースもある。
- (i) 証明書が不適切に運用されることによるリスクを避けるため、自主的 積極的発行は控える。販売先が分別管理·書類管理等の認定制度を理解 していることを確認するためにも、証明書発行依頼書があった場合にのみ 発行する。認定団体·認定事業者の取組みが信頼されることが肝要。



川下からのニーズの高まり、団体認定制度による証明の連鎖を 自ら理解すること、その取組が海外の信頼を得ることが重要

合法性等の証明のためのガイドライン(林野庁)

参考1

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法

- ・欧州材 (FSC & PEFC)
- ・米 材 (*FSC*、米国: *SFI*、カナダ: *SFI & CSA*、 南米: *FSC*)
- ・南洋材 (FSC、マレーシア: MTCC、インドネシア: LEI)
- ・大洋州 (オーストラリア: FSC & PEFC、ニュージーランド: FSC)
- ・アフリカ材 (FSC)
- ・国産材 (日本: SGEC & FSC)

参考2

関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

海外認定団体:

- ・(ロシア) 極東木材輸出協会(DEL, ダーリエクスポートレス)
- ・(カナダ)ケベック木材製品輸出振興会(QWEB)
- ・*(*アメリカ*)* アメリカ広葉樹輸出協会(*AHEC*)

参考3

個別企業等の独自の取り組みによる証明方法

合法性等の証明のためのガイドライン(林野庁)

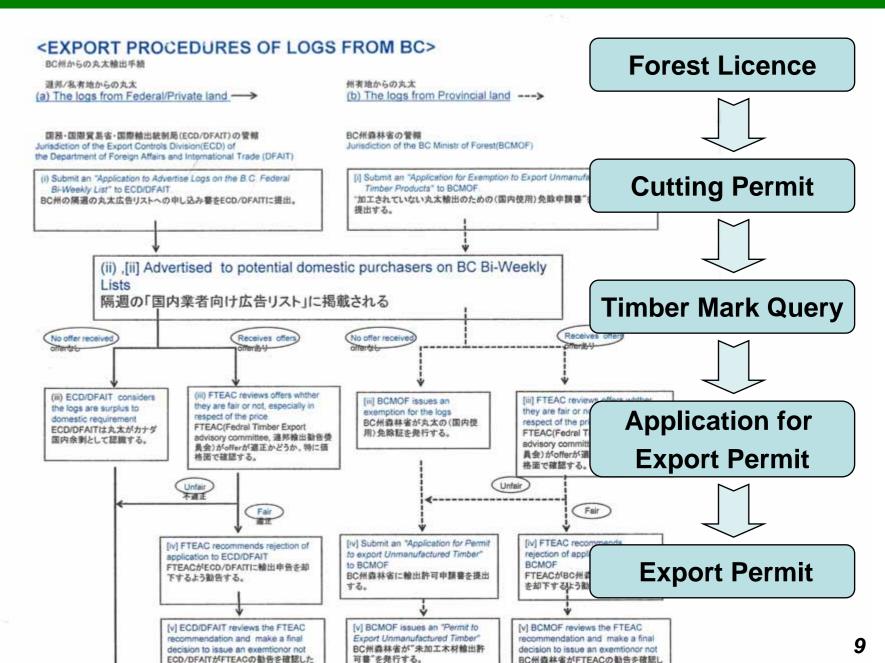
参考4

輸出許可関係書類による証明方法(伐採の合法性まで担保)

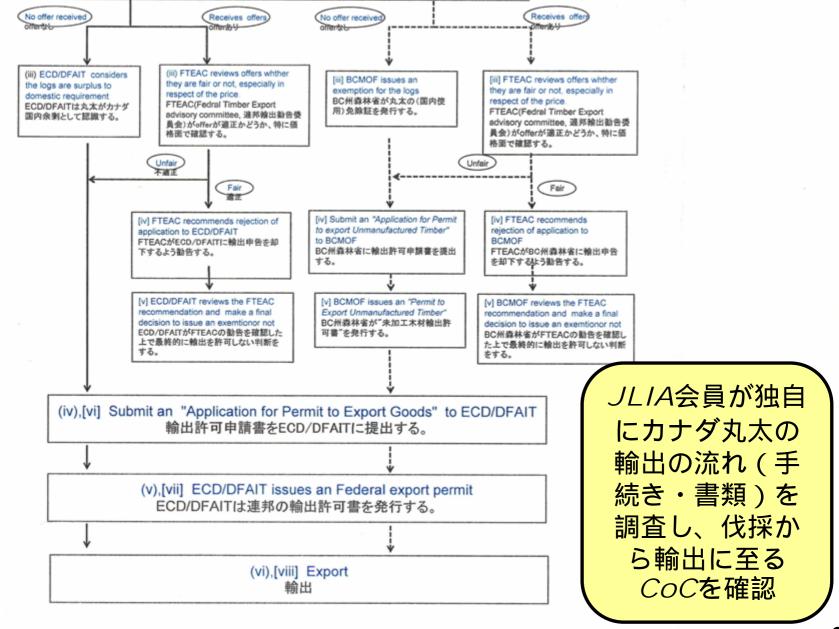
- (1) インドネシア: (木材製品)
 - · Copy of "SURAT PENGESAHAN (ENDORSEMENT) OF BADAN REVITALISASI INDUSTRI KEHUTANAN" · · · 「BRIK (林産業再活性化協議会) による証明書」のコピー
- (2) マレーシア: (丸太及び木材製品)
 - · Copy of the approved "DECLARATION OF GOODS TO BE EXPORTED (Customs No.2 Rev. 8/89)" · · · 林野当局が裏書許可した「輸出申告(許可)書」のコピー
- (3) P.N.G.: (丸太)
 - · Copy of "SGS CERTIFICATE (Log Inspection Report)" · · · SGSによる「丸太検品報告書」のコピー
- (4) ソロモン: (丸太)
 - · Copy of "CERTIFICATE OF ORIGIN" · · · 林業省が直接発行した「原産地証明書」のコピー
- (5) カナダ: (丸太)
 - · Copy of "Export Permit (Foreign Affairs and International Trade Canada)"
 - ・・・カナダ連邦政府(及びブリティッシュコロンピア州政府)発行の「輸出許可書」のコピー

(例)「カナダ丸太」の合法性確認

JLIA



(例)「カナダ丸太」の合法性確認





【BC州副大臣書簡】

日本のお客様へ

ブリティッシュ・コロンピア州 (BC州) は、輸入林産品の合法性と持続可能性に対して日本の皆さまが高い意識を抱いておられることを高く評価するとともに、深く感謝しています。BC州も皆さまと同様に、これらを世界的な重要課題と捉え、信頼性ある林産品の輸入、そして生産における理念の核をなすべきものであると考えています。

私はBC州森林放牧地省を代表し、自信を持って当州の森林政策および取締枠組みが包括性、厳格さともに世界屈指たることを申し上げます。BC州の森林面積は6000万へクタール。その大部分が州有林であり、自然の多様性を保護し州民すべての利益に寄与すべく、州政府が管理しています。さらに森林法規、規制、規格により、州有林の営林権を有す民間企業を厳しく取り締まっておりますが、当州の林産企業は、営林計画から実地の施業に至るまで、これらの基準を上回る実績を挙げています。



BC州の森林法規は複数の州および連邦機関が関わる、包括的な取締制度によって支えられています。森林放牧地省には、300名の取締官から成る遵守取締部門が設けられており、州全域の伐採施業を検査し、森林法規に適合していることを確認します。また遵守をさらに保証するため、BC州独自の第三者機関である森林施業審議会が、一般市民に代わりあらゆる森林施業活動の監査と評価にあたっています。

Page 1 of 2

【BC州副大臣書簡】

日本のお客様へ

州内で林業を営む企業もまた、持続可能な森林管理をモットーに、諸々の法規制を 厳格に遵守し、カナダ規格協会(CSA)、持続可能な森林イニシアチブ(SFI)、森林管理 協議会(FSC)などといった第三者による森林認証や CoC (加工・流通過程の管理) 認 証の取得率では世界でもトップレベルを誇ります。BC州はこうして、非常に安定性 の高い林産品のサプライチェーンを実現しているのです。お客さまは、BC州の林産 品が当州の法規に則って収穫された木材から生まれたものであると、心から安心し てお買い求めいただくことができます。

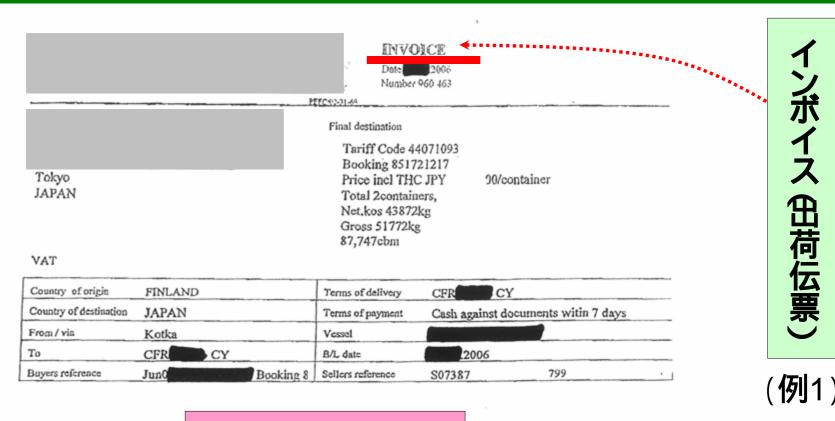
森林/CoC認証の取得率 世界のトップレベル 敬具

Dong Kil

森林放牧地省 副大臣 ダグ・コンキン

CoC認証をもって、合法性・ 持続可能性の証明可能 インボイス等にCoC認証材である旨 明記されることが必要

Page 2 of 2

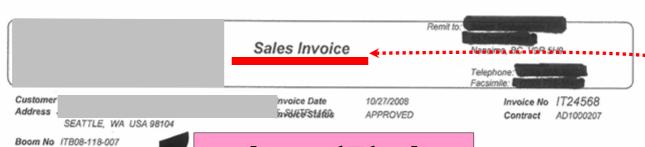


(例1)

合法性証明

【COC認証】

In accordance with the PEFC (Pan European Forest Certification) scheme, and the Mill Chain of Custody registration number PEFC/02-31-69 SMS 1003-1 SFSLR2582-03 91% or more of the wood goods originate and harvested from PEFC certified forest. 12 months rolling average.



Certified SFI 100.00%

【COC認証】

119-006.ITB08-120-001.ITB08-120-002.ITB08-121-003.ITB08-121-004.ITR08-520-001

Amount	Rate	Unit	Quantity	Grade	Species		Sort Code	Pieces	Description	Subphase	Boom No
Anne		SCRIBN	8.480	02	FI	P LARGE S/L	118 FIR E	8	LOGS	LOGS	ITB08-118-007
G 111	-	SCRIB!	10.950	P3	FI	P LARGE S/L	118 FIR E	11	LOGS	LOGS	ITB08-118-007
The same		SCRIB#	16.760	SM	FI	P LARGE S/L	118 FIR E	16	LOGS	LOGS	ITB08-118-007
-	Total d	4/00	36.190					35	LOGS	b Total for	Sı

Cash Payable on Receipt of Invoice & before Release of Logs

Total Goods and Services GST # R860211499 die offen PST Total Invoice USD

(例2)

(例2)



ISO 14001

E. & O.E. This invoice does not constitute ownership of the Island Timberlands LP.

Island Timberlands LP is not liable for damage claimed to be the logs covered by this invoice or for damage of any kind re. or damage to, and all liability for the logs shall pass to the bu All action for compensation or adjustment due to loss, scale i whatsoever to be commenced within 30 days from the invoic

10/27/2008 9:34:10 AM



0.00

CASPER CODE

GST REG. No.

Contract No. 5488 TASMAN QUAY, PORT OF TAURANGA TAURANGA NEW ZEALAND Consignee TO ORDER OF SHIPPER 合法性証 **COMMERCIAL INVOICE** Purchased Country of Origin NEW ZEALAND Payment Terms SIGHT Vessel + Voyage No. MV TPC NAPIER Port of Loading TAURANGA NEW ZEALAND Currency of Sale Incoterm Port of Discharge Final Destination CFR USD JAPAN Number and kind of Packages, Description of Goods: QUANTITY Container and Seal No.s. (SPECIFY HAZARD - IF ANY): Marks and Numbers: RADIATA PINE LOGS J GRADE 3.9M LOT 04FSC 2225 PCS FSC CERTIFICATE NUMBER -SW- COC- 00195 (**例**3) "FSC PURE"

PRODOC FORM INV

Seller (Manufacturer)

LOT 04FSC 2225 PCS

【COC認証】

RADIATA PINE LOGS J GRADE 3.9M FSC CERTIFICATE NUMBER SW-COC-00195 "FSC PURE"

JAS M3

603.385

COMMERCIAL INVOICE

5488(2)

5488(2)

Seller's Invoice No.

Country of Destination JAPAN

Incoterm Place

USD PER JAS M3

Unit Price

SAKAIMINATO

SELLING PRICE TO BUYER

Seller's Contract No. /Other References(s)

Sheet of

1 of 1

JI IA

INVOICE TOTAL (State Currency) Intended Shipment Month Documentary Credit No. 603.385 USD JUL - 2009

Policy for Activation of Forestry and Wood Industry



木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

森林・林業再生プラン

Forestry Agency
"Forestry - Wood Industry
Re-Activation Plan"
Wood Self Sufficiency Rate
Target 50% or more
by the year 2020

木材自給率50%を目標として設定し、零細で多段階の木材流通体制を大胆に見直し、効率化を 図ります。それにより、木材関連産業を活性化し、中山間地域を中心に100万人の雇用拡大を実 現します。

また、木の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築します。

さらに、エネルギー自給率の向上と地球温暖化防止に大きく貢献する観点から、太陽光(熱)、風力、地熱、小水力、木質バイオマス等を持続可能な自然エネルギーとして利活用することとし、エネルギー素材の供給という役割により山村の活性化を推進します。

なお、違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ(追跡可能性)システム」を導入します。

Promoting the Use of WOOD for the Public Buildings

10 Mar. 2010

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する

国会に提出された。

法案の主な内容は本紙2月

最大12年の償還期間

と書かれて 第9条には

07 Jan. 2010

用築国にな的

国内で生産された木材 その他木材

> WOOD means Domestic-Wood and Others

The bill has passed unanimously in the Diet, and will be promulgated within this year

期国会に最重要法案として提出

の自治体の庁舎等の公共建築物を積極的に木造・木質化する、 するものではなく、 水産大臣は、5日の記者会見で、 認証材・合法木材を対象に 基本方針を明らかにして事実上縛りをかける。 木材需要を作り出すために学校校舎や 提出される法案は、 公共建築物木材利用促

農林水産省

The government will notify that the Wood Products to be used for public buildings shall require **CoC Certification or Legality Verification.**

Japanese Market shifting to ECO-Products

平成22年6月8日

14年度までに認証材使用率70%目指す ミサワホーム、木材調達ガイドライン策定

達成までに3段階のレベルを設定し、仕入れ先と協力 用比率70%を達成する計画を発表した。このほど、木

平成22年6月26日

ととを定めている。 生態系に悪影響を与え ガイドラインでは、 絶滅の恐れが インでは木材の調達方

率を7割 といった

採権を100%確認、 11年度までに森林の伐 今年度中に木材の供

森林認証材の7割達

森林認証材や再生木材を優

同社は昨年10月、グ 社長)を中心に、調達している木材の合法性や持続可能性を調査。 したグループ全体の木材グリーン調達ガイドラインに基づき、 プ全体の木材調達 再生木材の割合を増やしていく方針 成、2月に発効した。 な森林経営を第三者

の配慮を推進する体 明されたものと、 している。

森林認証、

平成22年2月16日

環境対応建材会社として企業価値の引き上げを目指す。 11年度中に1 %、年末までに70%、 エコフロア 00%0 - は環境 部材(製品体積の70% 以上)を調達したろえ

とを明らかにした。持続可能な木材に高度な内装材加工技術を

にカタログ掲載の規格商品を全量エコフロアー

(全量環境配慮刑

朝日ウッドテック(大阪市、海堀芳樹社長)は12日、11年度

木

月間20万坪のフ

エラア

朝日ウッドテックは

·COC認 材合板を日本のメ 7.4層を杉などの国 ドやMDFな ドの利用、

日本の建材・住宅業界は、急速に[エコ]・[グリーン]調達 (森林認証材や植林木など?)志向を強めている。但し、 その基準や取組は企業によって異なり一定ではない

留意点

[持続可能性]の定義について国内外で異なる見解が ある通り、[エコ](和製英語?)についても各社の 見解・取組は多様(海外向け説明は容易ではない)

として、原木換算で年 6段階で評価する。 森林管理の適切性とを の森林の状況を把握す ムは、

Japanese Hardwood Plywood Maker shifting to ECO-Friendly Products

南洋材合板メーカーの大新合板工業(新潟市、河野誠一社長)は市、河野誠一社長)は市、河野誠一社長)は市、河野誠一社長)は市、河野誠一社長)は高い、サイズや樹種構成にした。具体的な森林認い、サイズや樹種構成が、サイズや樹種構成が、サイズや樹種構成が、サイズや樹種構成が、サイズや樹種構成が、サイズや樹種構成の中にあったが、今後、下のとも(認証材市場の)輪に一歩半ぐらい。3層薄・中厚のエコ台板は難か中厚のエコ台板は難しいだろうが、5層以

南洋材合板メーカー大新合板工業認証を近く取得

売れるものに特化:

南洋材丸太のみならず、植林木、森林認証丸太も調達の対象とし、顧客ニーズの変化・多様化に対応する一例。

[エコ]の追求には"エコノミー" の要素も無視できない がらいろいろな樹種で製品開発に取り組みで製品開発に取り組みで製品開発に取り組みで製品開発に取り組みで製品開発に取り組みで製品開発に取り組みです。

Japanese Trading Houses acquiring CoC certificate

平成22年1月16日

取得を働きかけ、認証の鎖をつなげていく方針

|得見込みだったが

は合板や単板、繊維板、供給可能な認証製品

月間30

である内外産合板メ

や集成材メ

認証品を供給する。認証材市場の拡大のため、内外産製品の供給元や流通川中以降にも

CとPEFCのCOC認証を同時取得した。今月から合板や製材品、木質ボ

双日建材(東京都、竹下昌彦社長)は昨年12月末、世界的な森林認証制度であるFS

日付で取得した。

の認証)を昨年12月21 (製造・加工・流通

01を全営

ステムのI

2010.3.31

を経営の重要事項の1 きは、2002-9日子

つと考えており、 CONTRACTOR

環境マネー

証取得の申請をしていることをアピー トロールPIEIFC認

能な体制を整えたこと 第一歩となる。 T・M

住宅資材事業室では、

T.M.バイカル

〇〇認証を取得

ロシア材製材の歴史に新たな一歩

る素材の安定確保に担保された製品供給力に加え、付加価値を付ける動きを展開する。 ロシア材丸太の不足が日本国内でも伝えられるなか、日本向けロシア材製材大手のT ツク州シビルスク市、カユコフ・P・V社長)は、最大の強みであ

平成22年4月14日

入荷は当面先となる。

今回取得した認証番 | ーン購入法施行に伴い に続くもの。「今回、世界2大森林管理(FM) を含む)で取得した。 COC (認証の連鎖) 積極的に展開している。 体認証(認定番号東京 日本合板商業組合の団 を全国1〇3営業所課(ジャパン建材沖縄 2月11日に取得したFSC森林認証COC (フロア等)を対象に、 同社はとのほど、合板や単板、木質ボ 大久保清社長)が環境への取り組みを 認証COCを取

証に

PEFCOC 品の取り扱い 月末までに体制を整 え、5月からFSCと 年間取り扱い目標は5 に強化する。 とPEFCの合算) 000字行 FSC

材製品が各 内訳は合板の000立 ポ質フロアと木 大質フロアと木

認証製品であるOEM (タスマニア産

FSC、PEFCのCOC認証取得 今月から合板、製材品、MDFなど供給 双日建材

が連動しづらい面は ないことも事実。認 加が必要となる。 動や地道な商品認知

〇立方ばを安定販売する・刷り込みデザイン

は年々関心が高まって

合板は東南アジアのシ 証取得を働きかける

一にとどまらず、

JLIA会員は、国内及び海外事業において、 FSC や PEFC の CoC認証を積極的に取得している

Japanese Trading House Supplying CoC Certified Timber

双日:

大船渡プラ

平成22年6月15日

ない差別化商品として安定的に販売する。

クス品として供給す

げている。

丸太供給は双日(同

巨板を新発売する。

(昭和22年3月22日第3種郵便物場可)(日・月と祝休日の翌日休刊

13 JAN 2010

 \exists

現地加工で製品は欧州向け

使が6月25日、 杉丸太をインドネシアに輸出する。 金沢港からコンテナで出港した。 現地で家具に加工後、

COC認証を取得

ば安定供給につ **分質や価格で納**犯 供給だが 需給面

三井物産・三井物産フォレスト

認証を取得したのは初めて。 方がを超える森林を保有する民間企業として

認証はFM

ソロモン諸島産FSC認証丸太と国産杉丸太を複合する南洋 合板市況に左右され

FSC CoC認証を取得した企業間で認証材の取引を拡大、

日本の森林でもFSC認証を取得しFSC CoC認証国産材供給、

FSC認証国産材を海外のCoC認証取得企業へ輸出する動きも

造用一辺となる。 取得して

北米産レッドシダ

Japanese Trading House Supplying CoC Certified Timber

2010, 1, 27.

OCの森林管理認証 認証を取得済み。

平成22年6月18日

シア、

日本木材輸入協会欧州木材団体との対話も検討 体制を維持

米・加に加え欧州木材推進機構(EWI) 対話を始める考え

合法材証明材の輸入・販売にも力を

たってお客様のニー に応えるためには、

場も設けられた。

会員からは、

会員同士の意見交換の

められる時代となって 性や生物の多様性が水

といった状況を受け、 などでの木材利用促進 %目標や、公共建築物

るとととし 重要だ」とあい

さつ

と輸入材がうまく競合 が考えるように、入る しながら木材幣給量を (輸入)のを止めて、

22 Jul. 2010

州木材製品輸出振興会 を推進するため、 認証のCOC認証取得 材事業者に対し、 ェクトマネージャ プロジェクトを立ち上 (QWEB) をプロジ 州ではケベック

ずしも高くないと 針葉樹関係は大手 証を取得している は80%以上がCC 内装仕上げ建材関 またエンジニア を除くと取得比率

開始した。 などでも取得を働 既に広葉樹製材

ケベック州政府が本格的に森林認証 体認定制度を設けて 今度は政府委託に

よりCoC認証取得を支援

取得の働きか

支援プロジェクト

同プロジェクト

QWEBを参

ケベック州

カナダ・ケベック州

JLIAは積極的に合法性

供給することを再確認。

取組みを説明し合法木材の

供給を要請

海外の業界団体に

認証材を輸入・

の木質建材工場と

20

合法木材・認証材の供給を要請するJLIAレター(海外団体宛)

JLIA

Japan Lumber Importers' Association

5F, MOKUZAI KAIKAN BLDG., 2-5-11 FUKAGAWA, KOTO-KU,

TOKYO 135-0033, JAP Tel: (03) 3630-7431 Fax: (07 e-mail: aau35180@par.o

1st June 2010

Mr. Craig Larsen President Softwood Export Council P. O. Box 80517, Portland, Oregon 97280 U.S.A. 過去4年間の違法伐採対策にもかかわらず、合法木材の普及がはかどっていないが、公共建築物木材利用促進法など政府は合法木材、認証材の調達を推進している。

Promotion of wood use in Japan and
CoC-certified & Legality verified wood and wood products
(Request)

Dear Mr. Larsen,

We are (I am) writing to call your kind attention to the trade of wood and wood products of which legality and sustainability are verified. As you are aware well, Japanese government is promoting comprehensive measures against illegal logging and its associated trade. Such governmental project has been implemented for three years since fiscal 2006 when Green Purchasing Low was amended for public-sector to procure legality verified wood and resulted in a certain measure of success such as the participation in the supply network of wood and wood products with verified legality and sustainability (so called as "Goho-Wood") in Japan.

Despite the above governmental promotion, however, we cannot achieve remarkable increase in the use and further diffusion of Goho-Wood imported from overseas, especially softwood timbers in the form of logs and wood products as well. Overseas suppliers may say that buyers have never required it, whereas, buyers are insisting that overseas suppliers are reluctant to verify legality and sustainability of each shipments.

Whilst importers are wondering how to solve such vague situation, there are a lot of changes have taken place. Not only public sector but also private sectors (including major housing and house components companies) are now concerned on the climate change and biodiversity conservation, the illegal logging problem that is closely related to these

合法木材・認証材の供給を要請するJLIAレター(海外団体宛)

In the draft of both "Promotion of Wood Use for Public Buildings Law" and "Promotion of Long-Life Quality Housing Law (enacted in 2009)", there is such article as "Domestic wood and others shall be used" which has caused confusion among the importers of foreign timber, because it is likely treating domestic wood preferentially. However, the government is not restricting the use of imported timber, legally and even verbally.

Taking such situation into our consideration, we have to decide to secure more or even only CoC-certified timber or Legality verified timber to succeed in supplying wood products for the government building and private sectors as well, sharing the market with the domestic wood in Japan.

To perform it, we strongly request you and your members to supply Goho-wood, especially CoC-certified timber, earlier from now.

Thank you, in advance, for your cooperation. We look forward to expecting good reports

from you as soon as possible.

Sincerely yours,

Toshihito Tamba

Chairman

Japan Lumber Importers' Association (JLIA)

c.c.

Mr. Toshiyuki Akagi

Director

Wood Products Trade Office

Forestry Agency

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

政府調達のみならず、民間でも 合法木材、特に認証材へのニー ズが益々高まっている。

国産材・輸入材を問わず、ユーザーに安心できる木材を提供するためにも、合法木材・認証材の供給を要望。

JLIA会員によるCoC認証取得状況

2010年7月現在	輸入実績の	CoC 認証取得 会員		
	ある会員	FSC	PEFC	
JLIA 会員	41	21	22	(社)

		全国輸入比	CoC 認証材	供給可能量	(
南洋材	丸 太	97%	84%	63%	7
用 <i>汗</i> 物 	製材	35%	70%	64%	-
米 材	丸 太	47%	97%	52%	ż
	製材	32%	81%	76%	
欧州材	製材	58%	83%	96%	7
<u> </u> <u> </u> <u> </u>	構造用集成材	J6 / ₀	96%	76% 96% 98% 64% 73% 57% 30% 95%	:
 ロシア材	丸 太	76%	91%	64%	
ロンプ約 	製材	82%	73%	64% 73% 57%	
ニュージー材	丸 太	74%	99%	57%	
ニューシー物	製材	69%	100%	57%	-
チリ材	製材	35%	99%	95%	-
プリ相	構造用集成材	33 /6	100%	63% 64% 52% 76% 96% 98% 64% 73% 57% 30%	•
中国社	製材	37%	92%	94%	ı
中国材	構造用集成材	31 70	42%		'
合 板		73%	86%	92%	-
繊維板、パーテ	ィクルボード	30%	93%	90%	ز

FSCやPEFC森 林認証 ~ COC 認証材は 体認定方式でも 合法木材として 販売できるが、 JLIA会員の多 FSC[†] くは PEFCの CoC認 証材として輸入 販売できる体制 を作りつつある

マレーシア、インドネシア、中国

ノュージーランド、マレーシア、カナダ

(ave. 88%)

(ave. 78%)

合法性等の証明のためのガイドライン(林野庁)



海外から信頼される"団体認定制度による合法性証明"へ

・前提条件(必須):

合法性・持続可能性は書類で確認(合法性証明書など) 分別管理は明確に実践・管理(管理責任者・管理簿・団体調査)

・森林認証・CoC認証による証明と 団体認定方式の合法性証明

森林認証・CoC認証は第三者の認証機関による調査と監査 を経て国際的評価を得ており、団体認定方式も相応の信頼性 を得るよう努めることが大切

林野庁ガイドライン、ハンドブック及び研修の内容を誠実に 理解して実践し、事業者自ら第三者の観点から取組み結果、 分別管理の把握、確認することが肝要

合法性証明材及び*CoC*認証材のいずれを仕入・販売するとしても常に証明の連鎖を念頭に置き、疑問・懸念を放置せず自信をもって説明できることが、信頼性向上に繋がる